

ハラスメント相談体制

(公立大学法人大阪ハラスメントの防止に関する規程)
(公立大学法人大阪ハラスメント相談室規程)
(公立大学法人大阪ハラスメント相談要項)

ハラスメント認定があれば懲戒規程に基づく
処分審査手続きへ

理事長・学長

問題言動の行為者が学生の場合は
学生懲戒時のフロー図を参照してください。

- 当事者
- 部局長
- 対応検討委員会委員長

調査結果

調査委員会
小委員会

【構成員】（防止規程第7条抜粋）
・各研究科及び国際基幹教育機構より選出された教員1名
・教職員のうちから理事長が指名する者1名
・学外者の中から理事長が必要と認める者（外部弁護士）

【任務】（防止規程第8条抜粋）
・ **事実関係の調査**
・ 被害者に対する救済措置の提言
・ 加害者に対する措置の提言
・ その他事案解決に必要な措置

相談者

メール・電話・対面等

相談員

相談室内協議

事案を付託する決定

対応検討委員会

必要に応じて付託

【任務】（要項第5条抜粋）
・相談に応じ、相談内容の整理
・相談内容の記録作成と相談室への報告
・相談者との連絡調整など

【構成員】（要項第7条抜粋）
・ハラスメント相談室長
・ハラスメント相談員
・相談等について豊かな経験を有する者

【必要に応じて】（要項第6条抜粋）
・事実確認や調整を要請
・話し合い等による解決提案

【必要に応じて】（要項第7条抜粋）
・事実確認や調整を要請
・話し合い等による解決依頼

ハラスメント相談室の枠組みでは対応できないと判断するときは相談対応を終了する

環境調整等の実施にかかる部局からの相談対応

ハラスメント相談室の枠組みでは対応できないと判断するときは相談対応を終了する

所管：ハラスメント相談室

相談者は、相談員名簿から相談員を選び、専用フォームで問い合わせる。

事案によって他の相談窓口へ案内

部局長等の指示で各組織において修学・就労環境の整備を担う者が環境調整等を実施